

西貝佳雄家文書目録と目録作成について

- 1 現在、奥田神社境内の東南の一隅に旧須坂藩の鐘楼（鐘つき堂）が建っている。
元は市内常盤町尻に建てられ、日の出、日没を基準に定めて、一時（2時間）毎に鐘を撞く数を決めておよその時刻を知らせ、町民のくらしに役立てた。
須坂藩八代堀直郷が天明2年（1782）に建てたが、大正5年（1916）に現在地に移転された。鐘撞きは曾祖父西貝海之助の代まで続けられ、明治45年（1912）まで撞いていた。鐘を撞く基準にしていた時計は、明治3年まで燃える速度が一定の香時計を用いたが、その後はアメリカ製の掛け時計であったという。
大正5年（1916）に現在地に鐘楼は移転したが、鐘は太平洋戦争末期に供出された。現在の鐘は、平成12年（2000）に奥田神社が寄贈したものである。
- 2 西貝佳雄家文書は現在同家に保管され受け継がれてきたものである。解題は家業の旧須坂藩の鐘楼の由来を中心にまとめた。
目録化した史料は、「時の鐘」の敷地に関するもの2点、田畑売渡し証文10点、蚕糸業関係、明治期の地図類6点、消防組写真2点、および昭和63年長野市立博物館第63回企画展に掲載された「Ⅲ 時の鐘(2)旧須坂藩の時の鐘」の複写資料が主なものである。
- 3 これらの史料を「西貝佳雄家文書」として目録を作成した。『須坂市域の史料目録』の連番整理番号「085」（85番目）に位置づけ、史料番号は「085-1」から始めて整理番号を貼付し時系列により配置した。
史料点数は27点である。
- 4 目録作成にあたっては、史料の保存状態・形態を考慮しながら、史料利用の便宜を考えて、つぎのように整理した。
 - （1）史料名は原則として史料の表題を記載したが、表題のない史料は目録作成者が内容を検討して記載したものもある。
 - （2）「記」などの表題で内容の適切な表示が必要な史料は、内容を概括して記載した。

(3) 史料形態については紙（一紙）、冊で記載した。

5 本史料目録は、西貝佳雄家のご理解とご協力を得て、須坂市文書館の専門員、井上光由が作成した。

2020 年 1 月 16 日

須坂市文書館